

**公益社団法人全国助産師教育協議会  
助産師教員キャリアラダー・レベルⅢ認定制度規程**

2025年4月1日制定

**第1章 総則**

**(目的)**

第1条 この制度は、助産師教育の更なる質の向上と推進を図ることにより、助産学の進歩を促し、その水準を向上させ、社会の福祉に貢献することを目的とする。

2 一般社団法人全国助産師教育協議会（以下、本協議会とする。）は、上記の目的を達成するため、この規程により、助産師教員キャリアラダー・レベルⅢ以上の能力を有しているエキスパート助産師教員を認定する。

**(エキスパート助産師教員の定義)**

第2条 この制度に定めるエキスパート助産師とは、助産師教員キャリアラダーに含まれる能力である臨床能力、教育能力、研究能力、管理能力を総合的に有し、リーダーシップを発揮できる者である。

**第2章 運営機関**

**(エキスパート助産教員認定審議会)**

第3条 この制度の運営は本会の中に設けられたエキスパート助産教員認定審議会（以下、審議会とする）が担当する。

- (1) 審議会は、委員長1名および委員5名で構成し、助産師教育研修研究センター長1名と担当理事1名、組織強化委員会委員長1名と担当理事1名、本協議会以外から外部有識者2名とし、委員長1名と委員5名の合計6名で構成する。
- (2) 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 委員に欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員長は、原則として組織強化委員会担当理事が務める。
- (6) 委員長は、審議会を管掌し、本制度の円滑な運営を図る。
- (7) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することができない。
- (8) 審議会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。

**(審議会の業務)**

第4条 審議会は、次の業務を行うものとする。

- (1) 認定申請者の資格審査（審査は年に1度実施する。）
- (2) 認定証の交付
- (3) 本制度に関する諸問題の検討
- (4) 本規程、本施行細則および附則の改正に関する審議
- (5) その他、本制度の認定業務に必要な事項

2 審議会の開催については、別途施行細則を定める。

## 第3章 認定申請資格および申請方法

### (認定申請資格)

第5条 助産師教員キャリアラダー・レベルⅢの認定を申請するものは、次に定める第1項から第6項の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本協議会の会員校の教員あるいは個人会員であること
- (2) 申請時において本協議会の会費を納めていること
- (3) 助産師の資格を有すること
- (4) 教育施設に所属する助産師教員として常勤で5年を超える経験を有すること
- (5) 助産師教育に必要な研修を受け、研鑽を積んでいること

研修については別途施行細則を定める。

- (6) 各能力の申請要件または免除要件を満たしていること

提出書類については別途施行細則を定める。

### (申請書類)

第6条 申請者は、別途施行細則に定める書類を所定の期日までに提出するものとする。

### (手数料)

第7条 認定審査料は20,000円とする。

申請者は申請をする前に、予め本協議会事務局宛てに認定審査手数料を納入する。

- 2 原則として既納の審査手数料は返却しない。

### (認定制度の開始)

第8条 本認定制度は、2026年2月1日から開始する。

## 第4章 認定方法と開示

### (審査及び認定証の公布)

第9条 審議会は、毎年1回、申請者に対し第4条で定める書類を審査し、要件を満たした場合に認定申請者の資格審査を行う。

- 2 認定にあたっては、本協議会理事会で承認を得なければならない。

### (認定証の交付)

第10条 本協議会会長は前項の認定者に対し、認定証を交付する。

### (認定者の開示)

第11条 審議会は、本人から承諾を得た場合、本協議会のホームページに助産師教員キャリアラダー・レベルⅢの認定者（エキスパート助産師教員）として掲載する。

### (規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の承認による。

附 則 本規程は2025年4月1日より施行する。